

時間外労働及び休日労働に関する協定

国立大学法人山形大学（以下「大学」という。）と飯田地区事業場の労働者の過半数を代表する者（以下「職員代表」という。）は、飯田地区事業場に勤務する職員（以下「職員」という。）の法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び休日の労働（以下「休日労働」という。）に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号。）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

記

（時間外労働及び休日労働を必要とする具体的事由）

第1条 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国立大学法人山形大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条及び国立大学法人山形大学定時勤務職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条並びに国立大学法人山形大学短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条の規定に基づき、職員に時間外労働又は休日労働を命ずることができるものとする。ただし、大学は、時間外労働、休日労働を可能な限り行わせないように努めるものとする。

- (1) 診療・看護業務、検査又は手術等が繁忙のため通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (2) 各種会議、研修会等の出席及び準備等が通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (3) 月末、四半期末、期末等の事務処理が繁忙のため通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (4) 各種報告書等作成事務が繁忙のため通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (5) 学生に対する教育指導が通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (6) 大学入試センター試験及び個別学力検査の準備及び事後処理が通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (7) ネットワーク運用・管理業務が繁忙のため通常の労働時間内では処理できないことが明らかとなるとき。
- (8) その他急を要する事務資料の作成等前各号に準ずる事情があるとき。

2 前項により時間外労働又は休日労働をさせようとするときは、あらかじめ本人に通知し、その同意を得るものとする。ただし、次に掲げる真にやむを得ない事由があるときは、これを拒むことができる。

- (1) 育児・介護休業法により時間外労働、休日労働、深夜労働に制限が設けられている場合
- (2) 職員の健康状態から時間外労働、休日労働が困難な場合
- (3) 公民権の行使上、時間外労働、休日労働に服し得ない場合
- (4) 変更することが不可能又は著しく困難な行事、企画と重複している場合
- (5) その他前各号に準ずる場合

3 前項の通知は、原則として、時間外労働については終業の時刻の1時間前、休日労働については前日の正午までに行うものとする。

(時間外労働及び休日労働を必要とする職員数)

第2条 時間外労働及び休日労働を必要とする職員数は、次のとおりとする。

飯田地区の教育、研究、診療及び事務の業務にあたる職員 1, 500人

(時間外労働時間数及び休日労働日数)

第3条 この協定によって労働を命ずることができる時間外労働時間数の限度は、次のとおりとする。

- (1) 1日につき 所定労働時間を超える時間数6時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大5時間45分とする。)
- (2) (2) 1か月につき 所定労働時間を超える時間数45時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大43時間とする。)
- (3) 1年間につき 所定労働時間を超える時間数360時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大345時間とする。)

2 この協定により労働を命ずることができる休日は、4週当たり4日以内とする。

3 前項に規定する休日に労働を命ずる場合は、1日の所定労働時間を原則とし、必要と認められるときには、第1項第1号に定める1日の延長時間の範囲内において延長できるものとする。ただし、この休日労働時間は、第1項第2号及び第3号に定める時間外労働時間には算入しないが、休日労働時間と第1項第2号に定める所定労働時間を超える時間を合わせて80時間を超えないものとする。

(休日の就業時間及び休憩時間)

第4条 休日に労働を命ずる場合の始業、終業の時刻及び休憩時間は、原則、所定の始業、終業の時刻及び休憩時間と同様とする。ただし、休日の始業時刻前、終業時刻後の労働についても休日の労働時間として、休日労働割増賃金以外に特別加算はしない。

2 前項本文の規定にかかわらず、変形労働時間制適用職員に休日に労働を命ずる場合の始業、終業の時刻及び休憩時間は、割り振られた勤務区分によるものとする。

(特別の事情による特別時間外労働)

第5条 大学は、特別の事情により次の各号のいずれかに該当する場合で、事前に職員の同意が得られたときは、第3条に定める時間を超えて職員に時間外労働を命ずることができるものとする。

- (1) 予算・決算並びに検査・監査等のため特別に業務が集中することが明らかなとき。
- (2) 機械・設備又は施設等の改修又はトラブルが生じたため、特別に業務が集中することが明らかなとき。
- (3) 突発的な臨時業務が発生したため、特別に業務が集中することが明らかなとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別な事情のあるとき。

2 前項による時間外労働時間の限度は、第3条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 1日につき 所定労働時間を超える時間数6時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大5時間45分とする。)
- (2) 1か月につき 所定労働時間を超える時間数80時間(休日労働時間含む。)とする。(法定労働時間を超える時間数 最大76時間30分(休日労働時間を含む。))とする。)

(3) 1年間につき 所定労働時間を超える時間数720時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大690時間とする。)

3 前項第2号については、6回までとし、1か月について所定労働時間を超える時間数が第3条第1項第2号に定める時間数を超え60時間以下の場合又は1年について所定労働時間を超える時間数が第3条第1項第3号に定める時間数を超えた場合の割増賃金率は25% (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合は50%) とし、所定労働時間を超える時間数が60時間を超えた場合の割増賃金率は50% (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合は75%) とする。

(特別時間外労働の手続き)

第6条 前条の適用に当たっては、当該事情の生ずるおそれのある月ごとに、事前に職員代表を対象となる職員名を通知し、事後に1か月ごとに当該職員の労働時間の状況を報告する。ただし、職員代表は職員の特別時間外労働の適用に異議があるときは、労使間での協議を申し入れることができ、協議が合意に至るまでは特別時間外労働を適用しない。

(特別時間外労働から除外される業務)

第7条 専門業務型裁量労働制により業務を行う者の時間外労働については、前2条は適用しない。

(特定労働者に係る特例)

第8条 特定労働者とは、次のいずれかに該当する職員(専門業務型裁量労働制対象者を除く。)のうち、時間外労働の短縮を大学に申し出た者をいう。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

(2) 負傷、疾病又は心身の故障により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかに該当する者を介護する職員

① 配偶者、父母、子又は配偶者の父母

② 扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

2 第3条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、特定労働者の時間外労働時間の限度は、次のとおりとする。

(1) 1日につき 所定労働時間を超える時間数2時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大1時間45分とする。)

(2) 1か月につき 所定労働時間を超える時間数24時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大21時間とする。)

(3) 1年間につき 所定労働時間を超える時間数150時間とする。(法定労働時間を超える時間数 最大131時間15分とする。)

(有効期間、対象期間及び起算日)

第9条 本協定の有効期間は、令和23年4月1日から令和34年3月31日までとする。なお、起算日は、令和23年4月1日とする。

令和3年3月 日

使用者 職名 国立大学法人山形大学長
氏名 玉手英利 印

職員代表 事業場 飯田地区事業場
職名 国立大学法人山形大学
氏名 印